

**令和 9 年 4 月執行予定大阪府知事選挙及び府議会議員選挙等
(統一地方選挙) に係る選挙広報業務仕様書**

令和 8 年 8 月

大阪府総務部市町村局行政課（大阪府選挙管理委員会事務局）

●第1 業務概要

1 業務名称

令和9年4月執行予定大阪府知事選挙及び府議会議員選挙等（以下、統一地方選挙という）における選挙広報業務委託

2 目的

本業務は、令和9年4月執行予定の統一地方選挙において、投票日、投票の方法等の周知及び投票率が低く課題がある10～30代の府民有権者への投票啓発を主な目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年6月30日（水）まで

4 履行場所

大阪府総務部市町村局行政課（大阪府選挙管理委員会事務局（以下、「府選管事務局」という。）」の指定する場所

5 事業上限額（委託上限額）

39,919千円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、令和8年度は0円、令和9年度は39,919千円を上限とする。

- ・委託金額には、本業務の内容の実施にかかる一切の経費を含む。
- ・受注者が提出する事業完了報告書を発注者で受理後、受注者の請求に基づき支払う。

●第2 業務内容

受託者は、本業務の目的を理解し、特に投票率に課題のある10～30代の府民有権者の選挙に対する興味・関心を引き付けるよう創意工夫をこらし、以下の業務を中心に企画し実行するものとする。

■ 必須項目	
項目	概要
選挙啓発特設ホームページの制作	選挙期日や投票方法等を周知するホームページの作成（デザイン企画を含む）、維持管理、サーバーの確保
選挙啓発動画・啓発用静止画の制作	選挙啓発及び投票を促す動画等の企画・制作・掲出
選挙啓発用ポスター制作及び配送	選挙啓発及び投票を促すポスターの企画・制作・配送
選挙啓発イベントの実施	選挙啓発及び投票を促すイベントの実施
効果検証	本業務に係る効果検証
■ 自由提案項目	
・ 様々な広報媒体（SNS、TVなど）を活用した啓発の提案	
・ メインターゲットを年代別投票率の低い10～30代としながらも幅広い年齢層に対する啓発の提案	
・ 提案にあたって、展開方法、期間、効果、数量等を具体的に提示すること。	
・ 提案する企画にかかる費用は、すべて委託費に含むものとする。	

■ 必須項目

1 選挙啓発特設ホームページの制作

（1）ホームページの作成

- ・ 府選管事務局が提供する資料や素材以外については、受託者が作成・調達した素材を用いて、制作すること。
- ・ 府選管事務局が提供する資料は別紙1のとおりとする。
- ・ 本業務の趣旨を踏まえ、新たに更新した内容が一目で把握できるように工夫するなど、利用者がわかりやすい構成であること。
- ・ 選挙特設ホームページの技術的要件は以下のとおり。

■ HTMLに関して知識が浅いものでも簡易に更新業務が行えるよう、新着情報に関してはCMSにて更新できるようにすること。

■ CMS更新マニュアルを作成すること。

■ マルチデバイス（パソコン、タブレット、スマートフォン等）対応とし、とりわけスマートフォンにおいて、検索・閲覧しやすい画面構成とすること。

■ ユニバーサルデザインに配慮すること（詳細は以下のページを参照）。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090010/fukushisomu/oosaka_ud/index.html

- 概ね100リクエスト/秒に対応できる帯域を確保すること。
 - ・公開中のアクセスログを記録し、アクセス状況の結果を提出すること。
- ウェブサイトのドメイン及びホストラベルは、大阪府の指定するものとし、SSL証明書取得は受注者において行うものとする。
- ・提案にあたっては、閲覧総数の見込を示したうえで、投票者数等についてどれくらい増加すると見込まれるかなど、効果指標を具体的に提示すること。

(2) 維持管理、サーバーの確保

- ・開設日：遅くとも選挙期日1か月前を想定
- ・開設後：府選管事務局からの資料提供及び指示に基づき、別紙1の情報を必ず掲載すること。
- ・閉鎖日：選挙期日の最大2～3日後（別途大阪府の指定する日）
- ・掲載情報については、府選管事務局においても更新を行うことができるようにすること。
- ・想定外の事象が発生した場合に備えて、府選管事務局においてウェブサイトの閉鎖及び再開ができるようにすること。
- ・成果品として以下のものを大阪府に提出すること。
 - 選挙投票啓発に係る特設サイト一式
 - ウェブサイト設計書
 - 更新マニュアル

2 選挙啓発動画・啓発用静止画の制作

(1) 啓発動画の制作

- ・制作する動画については、WEB媒体等での発信を想定し、視聴回数を高める効果的な内容で10代～30代の有権者に対しインパクトがあるものとする。
- ・動画の内容は以下のとおりとし、『ストーリー性を持たせるため』や『異なる層へのアプローチのため』等、より啓発効果を高める理由等により複数種類となることも差し支えない。

	内容	時間の目安
前半	短時間で統一地方選挙の投票を呼びかける内容	10～15秒程度
後半	投票の方法等、選挙の制度を説明する内容 (統一地方選挙後も使用できる内容であること)	2分45秒程度

- ・後半の内容については契約締結後提供する資料をもとに作成すること。

- ・動画はWEB媒体等へ掲出すること。また、大阪府公式SNS等でも使用するため、受託者が企画するWEB媒体等で必要となる規格の動画のほか、次の要件を満たす動画も必ず制作すること。

- ① 画面縦横比 横：縦＝16：9
- ② 動画の解像度 フルハイビジョン
- ③ ファイルサイズ 200MB以下
- ④ 後半の動画は、統一地方選挙後も活用するため、前半と後半を1本の動画としたものと前半と後半を分割した動画を制作すること。

- ・動画はあらかじめWEB媒体等へ掲出する期間を設定し、府選管事務局に提示すること。

（２）啓発用静止画の制作

- ・「（１） 動画の制作」にて制作する動画をもとに、静止画を制作すること。
- ・静止画については、以下のサイズを制作すること。
 - （横）780 ×（縦）520ピクセル
 - （横）573 ×（縦）300ピクセル
 - （横）640 ×（縦）360ピクセル

（３）成果物の納品

- ・完成した動画については、Windows11以後のOSが搭載されたパソコンにおいて表示・再生可能であり、インターネット配信に適したavi形式、mp4形式等で作成し、DVD等の媒体に格納のうえ納品すること。
- ・完成した静止画については、Windows11以後のOSが搭載されたパソコンにおいて表示可能であるai形式、jpeg形式、pdf形式等で作成し、DVD等の媒体に格納のうえ納品すること。
- ・修正（投票日、選挙名称の更新等）に対応できるよう、編集可能な状態のデジタルデータについても、あわせて納品すること。
- ・納品後、内容を修正する必要がある場合、府選管事務局と協議の上、修正を行うこと。

3 選挙啓発用ポスターの制作及び配送

(1) ポスターの制作

- ・制作するポスター及びチラシ（以下「ポスター等」という。）については、10～30代の有権者に対しインパクトがあるものとする。
- ・『大阪府グリーン調達方針』に適合するように制作すること。
- ・ポスターの詳細は以下のとおり。

規格	A2判縦長
種類	3 種 ・大阪府域版 ・政令市域版（大阪市） ・政令市域版（堺市）
内容	以下の項目は必ず記載すること。 ・選挙の名称（同日に行われる選挙も記載すること） ・投票日、期日前投票の期間 ・府内統一標語（「さあ投票 選挙の主役はあなたです」） ・大阪府選挙管理委員会 ・『1 特設ホームページの作成』で作成した選挙特設ホームページへアクセス可能な二次元コード
印刷写真印刷	4 色刷り
紙質	コート135kg
枚数・配送先	契約後、別途提供

(2) ポスターの梱包及び配送

- ・制作したポスターを、府選管事務局が作成した文書と一緒に梱包し、府選管事務局が指定する配送先へ指定する日までに配送すること。
- （参考）令和5年統一地方選挙 令和5年3月23日納期・937か所（別紙2参照）
- ・府選管事務局が作成した文書については、府選管事務局より別途データを提供するため、印刷の上、同封すること。
- ・梱包・配布にあたっては、広報ポスターに折れ曲がりや破れ、水濡れなどが生じないよう、緩衝材を入れるなど対処すること。
- ・梱包した配布物は、次の例を参考に、宛名及び差出人等が分かるようにすること。

例：宛名

〒（郵便番号） （住所） （団体名）（担当課名）（担当者名） ＜選挙啓発ポスター在中＞
--

差出人

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1-22 本館5階 大阪府選挙管理委員会事務局

- ・配布が完了した時点で、その旨を府選管事務局に報告すること。
- ・受領書を徴するなど配布状況が確認できる方法で配布すること。
- ・受領書については、宅配便の発送表や発送番号等、配布状況を確認できるものにより代えることができる。当該受領書または配布状況を確認できるものを実績報告時に添付すること。

(3) 成果物の納品

- ・『(1) ポスターの制作』にて制作したポスターのもととなる電子データについては、Windows11以後のOSが搭載されたパソコンにおいて表示可能であるai形式、jpeg形式、pdf形式等とし、DVD等の媒体に格納のうえ納品すること。
- ・修正（投票日、選挙名称の更新等）に対応できるよう、編集可能な状態のデジタルデータについても、あわせて納品すること。

4 選挙啓発イベントの実施

- ・若年層を対象とした周知啓発イベント（1回）を開催すること。
- ・選挙期日等について周知を行うこと。
- ・開催時期は令和9年4月上旬の土日で、府内の交通利便性が高く、若年層が多く集まる場所で開催する。あらかじめ、会場での集客人数目標を設定し、目標達成するための広報・宣伝を実施すること。
- ・来場者アンケートを実施することとし、イベント実施により想定される効果が得られているのか検証し、5 効果検証の報告と合わせて提出すること。
- ・各会場における実施計画、人員配置等を提出し、大阪府からの承認を受けること。
- ・施設管理者との調整及び必要に応じて各種届出を行うこと。
- ・イベントの様態を写真にて記録し、府選管事務局へ報告すること。なお、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- ・イベント内容については以下のとおりとする。
 - 若年層の選挙に向けた行動を誘うコンテンツを含むこと。
 - SNSや動画投稿サイトでの拡散を促すような工夫を盛り込むこと。
 - 飲食物の提供、火気の使用、金銭の収受を伴わないものとする。

5 効果検証

- ・本仕様書に基づき実施した広報業務について、アンケート調査等を実施し、啓発効果及び課題を検証すること。

検証の方法については、府選管事務局と協議し、その承認を得た上で検証にあたること。

- ・結果報告の方法についても、事前に府選管事務局と協議すること。
- ・結果については、令和9年5月31日（月）までに府選管事務局へ報告すること。

■ 自由提案項目

- ・様々な広報媒体（SNS,TVなど）を活用した啓発の提案

（参考）過去の動画掲出先

- ① 動画配信サイト内の広告（ABEMA、Youtube等）
- ② 検索エンジン内の広告（Yahoo！JAPAN、Google等）
- ③ デジタルサイネージ
 - 阪急メディア（阪急デジタルサイネージ百貨店前等）
 - JR西日本コミュニケーションズ（大阪駅セントラルサウンドビジョン等）
 - 南海デジタルサイネージ（なんばガレリアツインビジョン等）
 - 近鉄デジタルサイネージ（ABENO HARUKAS URBAN VISION 46 等）
 - イオンモール店内デジタルサイネージ

※大阪メトログループのデジタルサイネージについては、大阪市選挙管理委員会にて実施予定

- ・メインターゲットを年代別投票率の低い10～30代としながら、全有権者に対して、投票率向上効果のある提案とすること。
- ・提案にあたって、展開方法、期間、効果、数量等を示したうえで、投票者数等についてどれくらい増加すると見込まれるかなど、効果指標を具体的に提示すること。

■ 成果物

- ・受注者は、事業終了後、事業完了報告書（2部）を発注者に提出すること。（詳細は、契約締結後に別途協議する。）

●第3 検査・請求について

大阪府は、受託者からの成果物を受けてから10日以内に検査を行い、受託者に対し通知を行う。また、大阪府は、検査合格後適法な請求書を受けてから、30日以内に支払を行う。

●第4 留意事項

1 公平性及び公正性の確保等について

- ・公平性及び公正性の確保のため、候補者、政党等が使用するキャッチフレーズ等に類似すること又は候補者、政党等を連想させる表現は用いないこと。また、特定の候補者、政党を批判するような表現は用いないこと。
- ・インターネット広告による広報・啓発を実施する場合は、発注者の信用失墜やブランド毀損となるサイトでの掲載は行わないこと。また、アドベリフィケーションを導入するなどして、海賊版サイト等の違法なサイトや、差別的表現が含まれるサイト、誤った情

報が多く誤解を与えるようなサイト等不適切なサイトに掲載されることがないように管理すること。

2 データの保護及び秘密の保持等について

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また府選管事務局が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。なお、委託業務終了後も同様とする。
- ・受託者は、府選管事務局が承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。
- ・受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、府選管事務局から提供された資料等を府選管事務局の許諾なく複写又は複製してはならない。
- ・受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては速やかに消去すること。

3 著作権等について

- ・受託者が作成・調達する素材における第三者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。
- ・映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、府選管事務局は責任を負わない。
- ・2（1）啓発動画については、本契約期間終了後も、発注者が成果物を使用するにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合には、そのすべてを委託金額内に含めること。
- ・成果品等（制作したデジタルデータ等を含む）の著作権及び所有権については、府選管事務局に帰属するものとし、大阪府広報媒体及び大阪府内市町村広報媒体並びに大阪府が承認する民間等広報媒体等での活用を妨げないものとする。また併せて、府選管事務局が行う成果品等の再編集・印刷・複製等を妨げないものとする。また、受託者は、成果品等についての著作者人格権を行使しないものとする。

4 その他

- ・ホームページ、動画、静止画及びポスターの作成並びにイベントの実施にあたっては、事前に府選管事務局に内容の協議を行い、承諾を得て行うこと。
- ・受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを府選管事務局に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。
- ・本仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合には、府選管事務局と協議し、その指示に従うこと。